

2016年8月 地熱月報

(インドネシア) – 3件

第4回インドネシア国際地熱会議(Indonesia International Geothermal Convention & Exhibition (IIGCE 2016))が2016年8月10日より2日間に亘りジャカルタにて開催された。本会議はインドネシア地熱協会 (Indonesia Geothermal Association (INAGA))主催で1年に1度開催されている。プレナリーセッション、キーノートセッション、技術講演で構成されており、技術講演はパラレルで12セッション91講演が開かれた。

テーマ：「Innovative Breakthrough To Achieve 7,000MW Geothermal Development By 2025」

主催：インドネシア地熱協会 The Indonesian Geothermal Association (INAGA)

後援：エネルギー鉱物資源省 (ESDM/MEMR)

協力：国際地熱協会 International Geothermal Association (IGA)

場所：ジャカルタコンベンションセンター Jakarta Convention Center (JCC)

出席者数：430名 (IIGCE 事務局発表)

展示社数：44社

主な講演は以下の通り。

① ユスフ・カラ副大統領基調講演

ユスフ・カラ副大統領は基調講演にて、政府が掲げる2019年までの35,000MWの電力増強計画はインドネシアの経済発展に欠かせないものであると強調した。インドネシアにおける電力地域格差は深刻で、現在、電力の約70%は都市部とその工業地帯で消費されている。政府が掲げる5年ごとの野心的とも言える電力供給計画は、インドネシアの隅々にまで電力をいきわたらせ、経済発展のためにとっても重要な事と述べた。インドネシアは資源に恵まれているものの、その用途を的確に判断し活用しなければならないとした。石油・天然ガスの生産量は減少し、化石燃料はいずれは枯渇するものである。石炭はグリーンエネルギーとは言い難い。再生可能エネルギーはグローバルトレンドであり、幸いな事にインドネシアには29GWの地熱発電埋蔵量があるとされている。10年後を見据え、国家エネルギー計画に基づき、毎年500MWの地熱電力増量を目指しいこうと力強く発表した。



(ユスフ・カラ副大統領)

②調印式

a) 2016年に商業運転 (COD) 開始の地熱発電所

No.	プロジェクト名	州	発電容量	目標商業運転 (COD)
1	ウルベル第3号機	ランブ	1×55MW	2016年7月1日
2	ラヘンドン第5号機	北スラウェシ	1×20MW	2016年10月
3	サルーラ第1号機	北スマトラ	1×110MW	2016年12月
4	カラハ第1号機	西ジャワ	1×30MW	2016年12月

b) 新地熱鉱区

No.	地熱鉱区名	州	発電ポテンシャル
1	スキンチャウ	ランブ	378MW
2	グヌン・シルン	東ヌサトゥンガラ (NTT)	125MW

c) 落札鉱区 (民間企業)

No.	地熱鉱区名	発電容量	州	落札事業者
1	ワイ・ラタイ	55MW	ランブ	エネルギー鉱物資源省 PT. ONE
2	グヌン・ラウ	110MW	中部ジャワ	エネルギー鉱物資源省 PT. PGE

d) 落札鉱区 (国営企業任命制)

No.	地熱鉱区名	発電容量	州	落札事業者
1	ウルンブ	50MW	東ヌサトゥンガラ (NTT)	エネルギー鉱物資源省 PT. PLN
2	マタロコ	20MW	東ヌサトゥンガラ (NTT)	エネルギー鉱物資源省 PT. PLN

e) エネルギー販売契約 (ESC) 改正

No.	地熱発電所名	発電容量	州	事業者
1	ワヤン・ウインドウ	227MW	西ジャワ州	国営企業 PT. PLN SEGWWL (Star Energy Geothermal Wayang Windu Limited)

f) 電力・蒸気売買契約

No.	地熱発電所名	発電容量	州	電力・蒸気売買事業者
1	電力売買 ラヘンドン 第 5 号機・第 6 号 機	2×20MW	北スラウェシ	国営企業 PT. PLN 国営企業 PT. PGE
2	蒸気売買 フルライス 第 1 号機・第 2 号 機	2×55MW	ブンクル	国営企業 PT. PLN 国営企業 PT. PGE
3	蒸気売買 ムアラ・ラボ 第 1 号機	80MW (200MW)	西スマトラ	国営企業 PT. PLN PT. Supreme Energy Muara Laboh

③ユヌス・サイフルハック・エネルギー・鉱物資源省新再生可能エネルギー・省エネルギー総局地熱局 局長
「Bridging Government Goals and Business Objectives」

インドネシア政府は 69 地熱事業鉱区を持っているが、生産鉱区は 9 鉱区に留まる。地熱資源地点は全土に 330 ヶ所広がり、29MW の地熱発電埋蔵量がある。現在の地熱発電量は 1,493.5MW で、2016 年中に 1,653.5MW になる予定である。国家エネルギー計画（KEN）では、2025 年までに 7,239MW、2050 年までに 17,546MW の地熱発電が定められている。

地熱開発に関連する規定は下記。

- ① 法律 2014 年第 21 号 地熱法
- ② 政令 2016 年第 28 号 地熱生産ボーナス
- ③ 政令 2014 年第 75 号 地熱事業活動

(2007 年第 59 号、2010 年第 70 号の改正版)

- ④ 政令 2012 年第 9 号 非課税の国家歳入の適用種類及び関税
- ⑤ 政令 2010 年第 4 号 再生可能エネルギー・石炭・ガスを使った発電所開発促進を国営電力会社 PLN へ任命
- ⑥ 大統領令 2016 年第 4 号 電力インフラ整備促進
- ⑦ エネ大臣令 2014 年第 32 号 再生可能エネルギー・石炭・ガスを使った発電所プロジェクトとその送電に関するリスト
(2010 年第 15 号の改正)
- ⑧ エネ大臣令 2014 年第 17 号 地熱電力売買・地熱蒸気売買
- ⑨ エネ大臣令 2012 年第 18 号 地熱事業実行のガイドライン
(2009 年第 11 号改正版)
- ⑩ エネ大臣令 2009 年第 2 号 地熱開発事前調査のガイドライン
(2007 年第 5 号改正版)
- ⑪ エネ大臣令 2008 年第 11 号 地熱鉱区決定の手順

地熱局(エネルギー鉱物資源省)は、環境林業省、財務省、地方政府とも協力し合い、投資調整庁(BPKM)による許認可簡素化ワンストップ統合サービスの提供やタックスインセンティブの付与等地熱開発が促進できるよう努力中である。FIT 制度(Feed-In Tariff)も検討中である。FIT 制度に関しては、JICA と ARUP のサポートを受けながら、発電容量 5MW から 220MW の全ての範囲で開発促進ができるよう新しい制度を見直しているところである。JICA と ARUP がスタディをし最終報告書を提出済みで局内で評価中である。

法人税減税措置に関しては、法人所得税の 5%を 6 年間減税することが政令 2015 年第 18 号で制定されている。輸入税については財務大臣令 2005 年第 78 号、2007 年第 177 号で制定されている。

2016 年から 2018 年にかけて 30 地熱事業鉱区を入札にかける予定である。